

72. 国際人権法の法的構造に関する研究

北海道大学大学院公共政策学連携研究部 准教授 開出 雄介

概要

本研究は、国際人権法の法的構造という根本問題に、申請者がこれまで培ってきた「約束」に着目した分析視角を適用し、世界的にも新規性のある見解を提示することを目的とした。学説・裁判実行・国家実行の分析を行った結果、国際人権法の法的構造については、かつては公益（締約国共通の公的秩序）を保護するものと考えられていたが、時代が下るにつれて国家間の双務的約束（契約的要素）が強調されるように変遷してきているのではないかと、という仮説を導出するに至った。この発見は、欧州人権条約および自由権規約という二つの独立した系列にわたる判例・一般意見の変遷によって支持されるものであり、現在の支配的学説とは全く相容れない反常識的なものであるがゆえに、学術的インパクトは大きいと思われる。成果は国内の研究会・学会での発表を通じてブラッシュアップし、論文・著書として発信すべく準備を進めている。今後はこの仮説の普遍性を米州人権条約との比較によって検証するとともに、ヨーロッパの研究者との共同研究を通じて国際的な発信を目指す。本研究の遂行にあたっては、日本国内では入手困難な海外資料の収集および国内研究交流のための出張費用に三菱財団からの助成を充てており、その支援が研究を当初計画通りに推進する上で不可欠であった。

背景および目的

国際人権法は、人が人であることのみによって有する権利（人権）を国際法上保障する法体系であり、国際化が進む現代においてその重要性は増す一方である。しかし、国際人権法が法的にいったどのようなものか（その法的構造）についての実質的な議論は、世界的に見ても遅々として進んでいない。現在の学説においては、国際人権法は国家間の互惠的関係ではなく国際社会の共通利益を保護するものであるとの見解が、ほとんど無批判に受け入れられている。

申請者はこれまで、国家責任法分野で研究を行い、国家が他の国家にした「約束」の違反から生じる責任（約束責任）という、従来の国家責任法論が見落としてきた責任の類型を理論化してきた。具体的には、19世紀には基本権（国が国であることのみによって有する権利）に基づくものとされていた外交的保護が、20世紀以降は他国が黙示のうちに 행っていた約束の違反に基づくものへと、法的構造が根本的に転換していることを実証した（「外交的保護の構造転換」）。

こうした申請者の分析視角は、国家責任法にとどまらず、国際法の各論分野全般に適用可能なものである。本研究は、このうちとりわけ意義の大きい国際人権法に着目し、「約束」に着目した分析によって国際人権法の法的構造に関する世界的にも新規性のある見解を打ち出し、それを日本のみならず世界に向けて発信することを目的として実施した。

これまでの成果

（1）欧州人権条約に関する判例の分析

欧州人権委員会は Pfunders 事件（1960 年）において、欧州人権条約の目的は「個別的な国家の利益のために互恵的な権利義務を認める」ことではなく、「共通の公的秩序を確立すること」であったと述べ、条約が締約国共通の公益を定めるものであるとの理解を示したように見える。これに対し、欧州人権裁判所は Ireland v. United Kingdom 事件判決（1978 年）において、欧州人権条約は「相互にされた二辺的約束の網に加えて、客観的義務を創設している」と述べた。ここでは、双務的約束の網の存在が明示的に認められた上で、それに客観的義務が加わるという構造が示されており、1960 年の委員会の理解とは明らかに異なるものとなっている。

（２）自由権規約委員会一般意見の分析

国連自由権規約委員会的一般意見においても興味深い変遷が確認された。一般意見 24（1994 年）では、「（人権）条約は、そして特に本条約は、国家間における相互の義務の交換による網ではない」とされ、条約の双務的性格は明確に否定されていた。しかし、わずか 9 年後の一般意見 31（2003 年）では、「条約の契約的側面により、条約のどの締約国も他の締約国に対して、条約上の約束を遵守することを義務づけられている」と述べられ、締約国間での国家間通報の重要性が強調されるに至った。

（３）導出された仮説

以上の二つの系列にわたる変遷を総合すると、次の仮説が導かれる。すなわち、国際人権法の法的構造については、かつては公益を保護するものと考えられていたが、時代が下るにつれて、契約・約束が含まれることが強調されるように変遷しているのではないか、という仮説である。これは現在の支配的学説とは全く相容れない、反常識的なものである。しかし、欧州と国連という独立した二つの系列において同様の変遷が確認されたことは、この仮説を強く支持するものである。反常識的であるがゆえに、実質的法源の分析によってこれが確認されれば、学術的インパクトは非常に大きいものとなる。

（４）国際環境法との比較

比較の観点から国際環境法についても検討した。気候変動枠組条約の京都議定書では、締約国が個別に温室効果ガスの削減目標を設定し、それが法的拘束的なものとされた。この規範は起草過程において国家間の約束に他ならないことが確認されており、「約束の束」という分析視角が国際環境法においても有効であることが示された。他方、パリ協定は異なる構造を採用しており、両条約の比較分析は申請者の理論の射程と限界を確認する上で有益であった。

今後の展望および課題

今後の展望及び課題

本研究で導出された仮説は、その学術的インパクトの大きさゆえに、徹底的な検証と精緻化が求められる。

現在確認された変遷は欧州人権条約および自由権規約に関するものであるが、両条約についての調査検討を進める必要がある。

さらに、米州人権条約についても同様の変遷が確認されれば、仮説の普遍性が高まる。逆に米州において異なる傾向が確認されれば、本現象が欧州特有のものである可能性が浮上し、その原因を解明することが次の課題となる。この比較分析こそが本仮説の真の検証となる。

こうした検討を進め、国際人権法の法的構造をより一般的な形で提示することが今後の課題である。

（完）

発表論文

- 1)（口頭発表）開出雄介「外交的保護の構造転換——国家責任法論の再構成のために——」国際法学会、岡山県（2025 年 8 月）